

令和3年12月15日

〒760-0018

高松市天神前10番5号 高松セントラルスカイビルディング

株式会社リンクストア

代表取締役 河原 翔太 殿

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之



申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題専門家等により構成されているNPO法人であり、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体であります。

さて、貴社が主催する「婚活パーティー」のキャンセル料について当法人に情報提供がありましたので、貴社ホームページに掲載されている「利用規約」を拝見させていただいたところ、キャンセル期限後のキャンセル料の定めについて、消費者契約法第9条第1号の「平均的な損害」を超えるものとして是正が必要と考えられる部分があります。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、お忙しい中大変恐縮ですが、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和4年1月31日までに、当法人宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

当法人の活動の趣旨をご理解いただき、消費者被害の未然防止、救済のため、そして、貴社にとっても当法人にとっても良き結果となりますようご協力いただきますと共に、重ねてお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、本書面の内容並びに貴社の回答の有無及び内容等を当法人のホームページに公表させていただきます。

また、消費者契約法第23条4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。

敬具

【 記 】

第1 申入れの趣旨

①貴社の利用規定第12条第2項について、定価を超える部分のキャンセル料に関する規定を削除し、②同条第9項を削除するよう是正の申入れをします。

第2 申入れの理由

貴社の利用規定第12条第2項は、キャンセル期限後のキャンセル（正当な理由がある場合を除く）について定められているところ、【パーティー開催前日（営業時間20：00まで）までのキャンセルの場合】は、キャンセル料は定価料金相当額となっているのに対して、【パーティー開催当日のキャンセルの場合】は、利用料金のほか、開催2時間前までにキャンセル連絡がある場合は5,000円から8,000円、開催2時間前までにキャンセル連絡がない場合は10,000円のキャンセル料が発生すると定められています。

消費者契約法では、消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定または違約金を定める条項がある場合、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生じる平均的な損害の額（以下、「平均的損害」といいます。）を超える部分については無効とされています（第9条1号）。

貴社の利用規定第12条第2項についてみると、定価料金相当額が平均的損害であるかどうかはともかく、少なくともそれを超える部分については平均的損害を超えることは明らかであり、消費者契約法第9条第1項により無効と考えられます。

また、貴社の利用規定第12条第9項は、正当な理由のない途中退場の場合は利用者に10,000円の支払義務が発生すると定められていますが、これも前記キャンセル料と同様、「平均的損害」を超える違約金の定めとして消費者契約法9条第1項により無効と考えられます。

よって、申入れの趣旨記載のとおりのは正を申し入れる次第です。

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町4-1-16

ANNBILL3階 野垣法律事務所

TEL：089-913-1266 FAX：089-913-1277